

改 定 後	改 定 前
<p>普通保険約款 (途中省略)</p> <p>第 39 条 (契約年齢の誤りの処理)</p> <p>保険契約申込書に記載された被保険動物の年齢に誤りがあった場合、責任開始日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当会社の定める範囲外であったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどし、その他のときは当会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。</p> <p>(途中省略)</p> <p>第 41 条 (時効)</p> <p>保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から 3 年間行使しない時は、時効により消滅します。</p> <p>(以下省略)</p> <p>火葬費用等担保特約 (途中省略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>普通保険約款 (途中省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 40 条 (保険金請求権の行使期限)</p> <p>保険金を請求する権利は、被保険動物に身体障害が生じたときの翌日から起算して 3 年を経過した場合には、これを行行使することはできません。</p> <p>2. 保険料の返還を請求する権利は、保険料を返還できる日から起算して 3 年を経過した場合には、これを行行使することはできません。</p> <p>(以下省略)</p> <p>火葬費用等担保特約 (途中省略)</p> <p>第 7 条 (保険金の支払)</p> <p>当会社は、被保険者又は保険金を受け取るべき者が、第 6 条 (保険金の請求) の手続きを完了した日から 20 日以内に保険金を支払います。</p> <p>2. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に当会社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認 (当会社が指定した獣医師による診断を含みます。) を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社の本社に到着した日から起算して 45 日を経過する日とします。</p> <p>(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、第 3 条に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無</p> <p>(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、保険金の支払事由が発生した原因</p> <p>(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因</p> <p>(4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前 2 号に規定する事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実</p> <p>3. 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、第 1 項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社の本社に到着</p>

第7条（準用規定）  
（以下省略）

した日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

（1）前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会・・・・・・・・・・・・・・・・・・180日

（2）前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による獣医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定・・・・・・・・・・180日

（3）前項第1号、第2号または第4号に定める事項について、警察、検察等の捜査機関又または裁判所に対する照会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180日

4. 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

5. 第2項または第3項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当社は、保険金を請求した者に通知します。

6. 第2項から第3項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第4項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

7. 本条の規定による保険金の支払いは、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において日本通貨をもって行うものとします。

第8条（準用規定）  
（以下省略）